

事業主・代表者の皆様へ

ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業 により新規に雇用する場合の留意点について

本事業の実施に当たっては、委託契約書に記載のとおり新規に失業者を雇用することとされていますが、採用の際には次の点に留意願います。

記

1 雇用・就業人員の確認

本業務へ従事することとなる新規雇用・就業等予定者数について、委託契約書により確認願います。併せて、新規雇用者の雇用・就業等の期間についても事前に確認願います。

2 公共職業安定所への求人申込み

新規雇用・就業者の雇い入れに際しては、原則として公共職業安定所に求人の申込みを行うものとされています。求人申込みを行う際には、「福島県ふるさと雇用再生特別基金事業」又は「福島県緊急雇用創出基金事業」であることを求人票の備考欄に明記してください。（一般の求人とは別に求人の申込みをお願いします。）

雇い入れに際しては、公共職業安定所のほかに広報等を行い幅広く募集していただき、縁故による採用などはご遠慮下さい。

なお、求人の申込みの際には、性別や年齢条件を付すことはできません。

特記事項記載例

ふるさと雇用再生特別基金事業の場合

事業名：ふるさと雇用再生特別基金事業 対象者：失業中の方

緊急雇用創出基金事業の場合

事業名：緊急雇用創出基金事業 対象者：失業中の方

3 応募者の選考（面接等）

面接等を行う際には、次のとおり実施してください。

- (1) 公共職業安定所に求人の申込みをすると、採用を希望している方が紹介されますので、日程を調整のうえ面接等を行ってください。
- (2) 面接の際には、安定所の紹介状、雇用保険受給資格者証(離職日の記載のあるもの)、廃業届等の提示を求め、失業者であることを確認してください。（現在就業中で、転職を希望している方の雇い入れはご遠慮下さい。）
- (3) 本人から提出された履歴書及び本人からの聞き取り等により、「福島県ふるさと雇用再生特別基金事業」又は「福島県緊急雇用創出基金事業」による雇用の実績の有無を確認してください。

確認の結果、雇用の実績がある者の雇い入れはしないよう配慮すること。

- (4) 選考結果については、遅滞なく公共職業安定所に報告してください。

事業の適切な実施にご協力をお願いします
